第七十七条第一号中「応急復旧」の下に「（別表第四において単に「公共土木施設の応急復旧」という。）」を加える。

第八十一条中第十六号の五を第十六号の六とし、第十六号の四の次に次の一号を加える。

十六の五　国土調査法第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量の実施に関すること。

第八十七条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「掲げる課」の下に「及びセンター」を加え、「河川管理課」を「河川管理課　水災害予報センター」に改める。

第八十九条第九号中「（水政課及び河川管理課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第十号中「こと」の下に「（水政課及び河川管理課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第九十条に次の一号を加える。

七　海岸に係る水防に関すること。

第九十一条第四号中「こと」の下に「（水災害予報センターの所掌に属するものを除く。）」を加える。

第九十三条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第九十四条を次のように改める。

（水災害予報センターの所掌事務）

第九十四条　水災害予報センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　洪水予報、水防警報その他水防に関すること（地域河川課の所掌に属するものを除く。）。

二　気象及び雨雪量並びに水位、流量、潮汐、水質その他の水象に関する調査及び研究のうち水災害予報に関すること。

第百三十六条第一項中「五百六十三人」を「五百六十六人」に改める。

第百三十六条の三第一項中「七十四人」を「六十六人」に改める。

第百三十七条第一項中「四十五人」を「四十三人」に改める。

第百三十九条第一項中「百九十八人」を「百九十五人」に改める。

第百四十二条第一項中「五十二人」を「五十八人」に改める。

第百四十三条第一項中「四十八人」を「五十人」に改める。

第百四十四条第一項中「八十八人」を「六十一人」に改める。

第百四十五条第一項中「六十四人」を「八十四人」に改める。

第百四十五条の二第一項中「二人」を「五人」に改め、同条第二項中「重要事項に係るものを整理する」を「事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる」に改め、同条を第百四十五条の二の二とし、第百四十五条の次に次の一条を加える。

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官一人を置く。

2　総括地域防災調整官は、命を受けて、河川国道事務所等の所掌事務に関する防災に関する事務のうち特定事項に関する事務をつかさどり、及び地域防災調整官のつかさどる事務を統括する。

第百四十五条の二の二の次に次の一条を加える。

（施設保全対策官）

第百四十五条の三　河川国道事務所等を通じて施設保全対策官七人以内を置く。

2　施設保全対策官は、命を受けて、公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）の保全に関する調査及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百四十七条の二中「十五人」を「十四人」に改める。

第百四十八条の六中「三十九人」を「四十一人」に改め、同条を第百四十八条の七とし、第百四十八条の五中「二人以内」を「一人」に改め、同条を第百四十八条の六とし、第百四十八条の四を第百四十八条の五とし、第百四十八条の三を第百四十八条の四とし、第百四十八条の二の二中「十六人」を「十七人」に改め、同条を第百四十八条の三の二とし、第百四十八条の次に次の三条を加える。

（構造物維持管理官）

第百四十八条の二　技術事務所を通じて構造物維持管理官一人を置く。

2　構造物維持管理官は、命を受けて、技術事務所の所掌事務に関する公共土木施設の維持管理に関する事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。

（雪害対策官）

第百四十八条の二の二　技術事務所を通じて雪害対策官一人を置く。

2　雪害対策官は、命を受けて、技術事務所の所掌事務に関する雪害対策に関する事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。

（地震津波対策官）

第百四十八条の二の三　技術事務所を通じて地震津波対策官一人を置く。

2　地震津波対策官は、命を受けて、技術事務所の所掌事務に関する地震及び津波の対策に関する事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。

別表第一区域の欄中「本郷」を「飯島」に改め、「一般国道四百二十一号のうち、滋賀県境からいなべ市大安町石榑南までの区間」を削る。

別表第四東北地方整備局の項岩手河川国道事務所の項中「第二百八十三号」を「二百八十三号」に改める。

別表第四東北地方整備局の項東北技術事務所の項に次の一号を加える。

六　公共土木施設の応急復旧に係る建設機械及び資機材の運用に関する調整

別表第四関東地方整備局の項下館河川事務所の項中「湯西川ダム工事事務所及び」を削る。

別表第四関東地方整備局の項利根川水系砂防事務所の項中「及び渡良瀬川流域」を「、渡良瀬川流域及び浅間山」に改める。

別表第四関東地方整備局の項利根川上流河川事務所の項中「、湯西川ダム工事事務所」を削る。

別表第四関東地方整備局の項荒川上流河川事務所の項中「荒川二瀬ダム」の下に「、中津川滝沢ダム」を加える。

別表第四関東地方整備局の項関東技術事務所の項に次の一号を加える。

六　公共土木施設の応急復旧に係る建設機械及び資機材の運用に関する調整

別表第四北陸地方整備局の項北陸技術事務所の項に次の一号を加える。

六　公共土木施設の応急復旧に係る建設機械及び資機材の運用に関する調整

別表第四中部地方整備局の項愛知国道事務所の項一般国道三百二号の項中「新設及び」を削る。

別表第四中部地方整備局の項愛知国道事務所の項近畿自動車道伊勢線の項中「、改築及び修繕工事、維持その他の管理」を「及び改築工事」に改める。

別表第四中部地方整備局の項中部技術事務所の項に次の一号を加える。

六　公共土木施設の応急復旧に係る建設機械及び資機材の運用に関する調整

別表第四近畿地方整備局の項滋賀国道事務所の項中「及び四百二十一号」を削る。

別表第四近畿地方整備局の項奈良国道事務所の項中「及び百六十九号」を削る。

別表第四近畿地方整備局の項近畿技術事務所の項に次の一号を加える。

六　公共土木施設の応急復旧に係る建設機械及び資機材の運用に関する調整

別表第四中国地方整備局の項鳥取河川国道事務所の項中国横断自動車道姫路鳥取線の項中「新設、」を削る。

別表第四中国地方整備局の項松江国道事務所の項中国横断自動車道尾道松江線の項中「新設、改築及び修繕工事、維持その他の管理」を「改築工事」に改める。

別表第四中国地方整備局の項岡山国道事務所の項中国横断自動車道姫路鳥取線の項中「新設、改築及び修繕工事、維持その他の管理」を「改築工事」に改める。